

令和6年度有価証券報告書レビューの 審査結果及び審査結果を踏まえた 留意すべき事項等並びに課題対応にあたって 参考となる開示例集について(前編)

金融庁 企画市場局 企業開示課

課長補佐 岡村 健史 専門官 南 貴士 専門調査員 伊藤 典弘

1. はじめに

企業情報の開示は、投資者の投資判断に必要な情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的なインフラであり、投資判断に必要なとされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められます。また、企業情報の開示は、投資者と企業との建設的な対話を促進し、企業の経営の質を高める観点や企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要であり、充実した開示が行われることが期待されます。

金融庁では、毎年、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、各財務(支)局及び沖縄総合事務局と連携して、主に「法令改正関係審査」及び「重点テーマ審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

令和6年度の有価証券報告書レビューにおいては、令和5年度の審査において識別された課

題の状況等を踏まえ、令和5年度と同様に、令和6年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書を対象に、「法令改正関係審査」については、令和5年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(以下、「改正開示府令」)(主にサステナビリティ及びコーポレート・ガバナンスに関する開示についての改正)及び関連する開示項目(「コーポレート・ガバナンスの状況等」における監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関連した開示を含む)^①をテーマとして審査を実施しました。また、「重点テーマ審査」については、改正開示府令のうちサステナビリティに関する企業の取組の開示を重点テーマとして審査を実施するとともに、重点テーマ以外の有価証券報告書の記載項目(政策保有株式に関する開示等)についても適宜審査を実施しました。加えて、法令改正関係審査の一環として、令和6年4月に施行された財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(以下、「改正内部

① 「コーポレート・ガバナンスの状況等」における監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関連した開示は、改正開示府令で新たに開示が求められた事項ではありませんが、令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題のうち特に留意すべき事項であることから、令和6年度の審査対象に含めております。

統制府令)に基づき、施行日以降に提出された訂正内部統制報告書における記載事項について審査を実施しました。

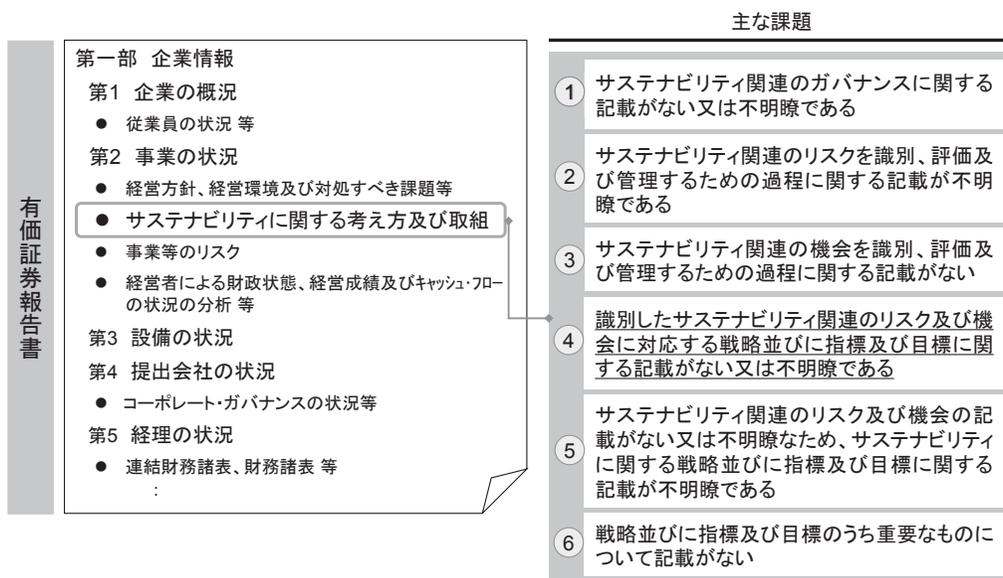
令和6年度の有価証券報告書レビューについて、これまでの審査の状況を踏まえ、複数の提出会社に共通して識別された課題に関し、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項等を取りまとめ、令和7年4月1日に金融

庁ウェブサイトにて公表しました。

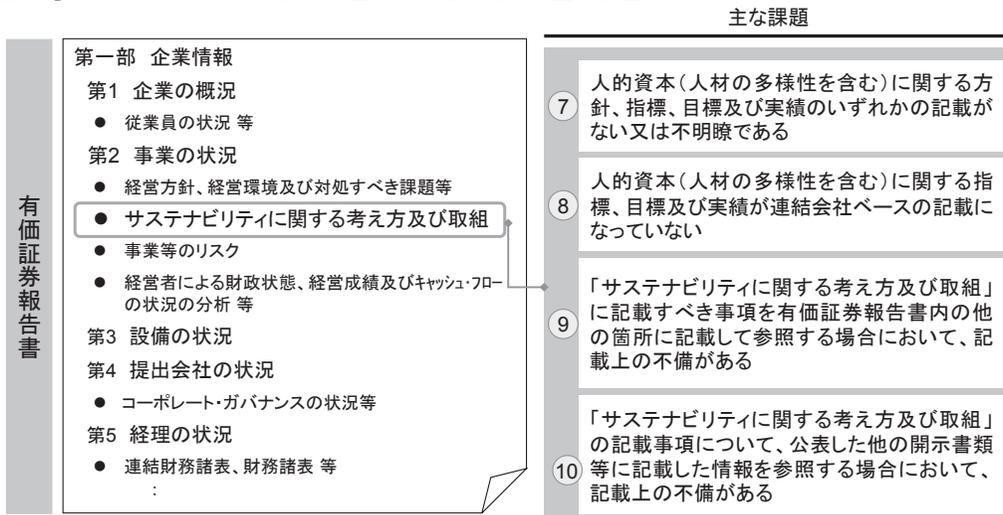
また、今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を、取りまとめ、併せて同日に公表しました。

なお、令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された主な課題及び留意事項等並

【図表1】 サステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題(1/2)



【図表2】 サステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題(2/2)



びに識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集については、投資家・アナリスト・有識者及び企業の皆様による勉強会を開催し、そこでご議論いただいた内容を反映しています。

前編(本号)ではサステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題及び留意事項等、中編(No.3699)では従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示並びに訂正内部統制報告書の記載事項の主な課題及び留意事項等、後編(No.3700)では識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集についてご紹介します。なお、文中の意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であることをあらかじめ申し添えます。

2. サステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題及び留意事項等

令和6年度の法令改正関係審査及び重点テーマ審査の結果、サステナビリティに関する企業の取組の開示について、前年度の有価証券報告書レビューで識別された課題が当年度においても複数の審査対象会社で識別されました。また、当年度において新たな課題も識別されました。識別された主な課題は図表1及び図表2に記載の通りです。なお、当年度において新たに識別された課題については下線を付しております。

以下、それぞれの主な課題について、事例を交えて、課題となる事項及び留意事項等についてご説明します。

①サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である

i. 課題となる事項

【図表3】 ガバナンスについて課題のある事例

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方や取組】

(略)

(ガバナンス)

堅強なるコーポレート・ガバナンス体制は、適正利潤を確保し持続的な企業価値向上を図るための重要な基礎であると考えております。当社グループは、サステナビリティ担当執行役員を責任者として、各部署より選抜されたメンバーで構成される「サステナビリティ推進担当部」がサステナビリティに関する年度目標を設定し、取り組みを推進しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」)第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) a では、ガバナンスに関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められています。上記の開示例では、ガバナンスに関する基本的な考え方やサステナビリティ関連の執行体制が記載されるだけに留まっており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続については記載されておらず、ガバナンスの開示としては適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

ガバナンスについては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載することにご留意ください。

また、ガバナンスを記載する際には、サステナビリティ関連の推進部の役割などの執行体制に関する記載だけでなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められていることにご留意ください。

さらに、ガバナンスについては、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なガバナンスに加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載することが考えられます。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)^②

例えば、サステナビリティ基準委員会(以下、「SSBJ」)のサステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」(以下、「一般基準」)9項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関して、以下の事項の開示が求められております。

- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名
- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、上記の機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
- ・上記の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために定めた戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかについて、どのよ

うに判断しているか

- ・上記の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか
- ・上記の機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか(上記の機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む)
- ・上記の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標の達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか(関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれている場合、どのように含まれているか、関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれていない場合、その旨を含む)

また、SSBJの一般基準10項において、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する事項を開示することが求められております。

これらは取締役会等による監督を含めたガバナンスの内容を記載するにあたって参考になると考えられます。

② 「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)」とは、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の投資判断や投資者との対話に有用な情報を提供する観点から、開示の充実を検討する際に参考になると考えられる事項です(以下同じ)。

②サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である

③サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない

i. 課題となる事項

【図表4】リスク管理について課題のある事例

課題のある事例
<p>(実際の開示例を元に加工)</p> <p>【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (略) (リスク管理) 当社がサステナビリティを実現するためには、様々なリスクに対するリスク管理が必要です。具体的には、例えば、以下のようなリスクと対策が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境的リスク 雑誌の制作や配送・配達などの活動により環境負荷を抱える可能性があります。対策としては、雑誌製作工程において発生する損紙の削減、省エネルギー化、配送車両等のEV化、古紙など廃棄物のリサイクルなど、環境に配慮した活動を進めることが必要と考えます。

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) a では、リスク管理に関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載が求められています。上記の開示例では、会社のリスク管理に関する考え方とともに、識別されたリスクと対応策が記載されていますが、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程については記載されておらず、リスク管理の開示としては適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

リスク管理では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載することにご留意ください。サステナビリティに関する企業の取組の開示では、一般的に、サステナビリティ関連のリスクに関する企業の取組だけでなく、機会に関する企業の取組の開示も求められており、リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクを識

別、評価及び管理するための過程だけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、このような過程を記載することにもご留意ください。

また、リスク管理については、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、一般的なサステナビリティ関連のリスク管理に加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を識別、評価及び管理するための過程についても記載することが考えられます。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)

例えば、SSBJの一般基準29項では、以下のような事項を開示することが求められており、リスク管理の内容を記載するにあたって参考になると考えられます。

- ・企業がサステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報(企業が用いるインプット等に関する情報(例えば、データの情報源及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報)、サステナビリティ関連のリスクを識別するためのシナリオ分析に関する情報、サステナビリティ関連のリスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報、サステナビリティ関連のリスクの優先順位付けに関する情報、サステナビリティ関連のリスクをモニタリングする方法に関する情報及び企業が用いるプロセスの変更に関する情報を含む)
- ・サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報
- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリ

グするために用いるプロセスが、全体的なり
スク管理プロセスに統合され、用いられてい
る程度、並びにその統合方法及び利用方法に
関する情報

④識別したサステナビリティ関連のリスク 及び機会に対応する戦略並びに指標及び 目標に関する記載がない又は不明瞭であ る

⑤サステナビリティ関連のリスク及び機会 の記載がない又は不明瞭なため、サステ ナビリティに関する戦略並びに指標及び 目標に関する記載が不明瞭である

i. 課題となる事項

【図表5】戦略並びに指標及び目標について課題の ある事例(1/3)

課題のある事例	
(実際の開示例を元に加工)	
【サステナビリティに関する考え方や取組】 (略) (戦略)	
<リスク>	
・炭素税等導入	
・プラスチック利用規制強化	
・自然災害増加による事業継続の阻害	
<機会>	
・再生可能エネルギーへの移行による炭素税削減	
<リスクと機会への対応>	
・自社使用電力の再生可能エネルギーへの切り替え	
(指標及び目標)	
CO2排出量を定量的な指標とし、2030年には実質ゼロを目標とします。	

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で
準用する第二号様式記載上の注意(30-2) b
では、戦略(短期、中期及び長期にわたり連結社
の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性が
あるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対
処するための取組)並びに、指標及び目標(サ
ステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結
会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視
するために用いられる情報)のうち、重要なもの
について記載が求められています。上記の開示
例では、会社は識別した複数のリスク及び機会
を記載しています。会社への質問等の結果、こ
れらのリスク及び機会のそれぞれについて、対

応する戦略や指標及び目標のうち重要なもの
が存在するにもかかわらず、これらを適切に記載
していないことが判明しました。

【図表6】戦略並びに指標及び目標について課題の ある事例(2/3)

課題のある事例	
(実際の開示例を元に加工)	
【サステナビリティに関する考え方や取組】 (略) (戦略)	
当社は賃貸不動産の補修等を進めていき、より快適な空間を提供する ことで、入居者の満足度を向上させるとともに、貸室や駐車場及び会議 室を利用したい会社に対し、安価な料金で提供することにより、入居率 の向上を目指しています。	
(指標及び目標)	
当社は入居率向上を目標とし、当該指標に関する当事業年度の目標 は100%及び実績は95%であります。	

上記の開示例では、会社は取組や指標及び目
標の内容を記載するだけに留まっており、対応
するサステナビリティ関連のリスク及び機会の
内容については記載していません。このため、
戦略並びに指標及び目標の内容が不明瞭なもの
となっており、適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留 意すべき事項

同記載上の注意(30-2) bでは、サステナビ
リティ関連のリスク及び機会に対処するための
取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会
に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管
理し、及び監視するために用いられる情報とし
て、戦略並びに指標及び目標が規定されてい
ることにご留意ください。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられ る事項(投資家・アナリスト・有識者の期 待等)

投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に
理解できるように、それらを開示する際には、
対応するサステナビリティ関連のリスク及び機
会についても併せて記載することが考えられま
す。

また、識別したサステナビリティ関連のリス
クや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び

目標のうち重要なものについては、対応関係やつながりを理解できるように記載することが望ましいと考えられます。

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した財務的影響などの定量情報を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられます。例えば、SSBJの一般基準14項及び16項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響やサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれの影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸の記載が求められています。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響や影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸を記載する場合には、定性的な説明(「大・中・小」や「短期・中期・長期」など)だけではなく、それらの定量的な説明(金額・数値や年など)を含めた定義を記載することが考えられます。

また、指標を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられます。例えば、SSBJのサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」61項、62項及び63項では、温室効果ガス排出の測定アプローチや測定方法(仮定を含む)の開示が求められており、指標について投資者にとって有用な情報の開示を検討する際に参考になると考えられます。

⑥戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない

i 課題となる事項

【図表7】 戦略並びに指標及び目標について課題のある事例(3/3)

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)
<p>【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (略) (ガバナンス) 当社では、サステナビリティに関連した課題への対応を当社の経営課題及び経営戦略の一つとして捉え、当社が取り組むべきマテリアリティ(重点課題)を識別した上、具体的な施策や達成目標を定めております。マテリアリティとしては、環境調和型サービスの開発、気候変動への対応等を識別しております。</p> <p>(戦略並びに指標及び目標) —</p>

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) bでは、戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載が求められていますが、上記の開示例では、会社はガバナンスにおいて環境調和型サービスの開発や気候変動への対応を重点課題として識別した上で、具体的な施策や達成目標を定めている旨を記載しています。会社は同年度の統合報告書で、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標を開示しており、会社への質問等の結果、当該戦略や指標及び目標は、重要なものであり、上記開示府令で開示が求められている事項に該当することが判明しました。会社の有価証券報告書の戦略並びに指標及び目標項目では、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標が記載されておらず、適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

戦略並びに指標及び目標は、重要なものについて記載が求められますが、重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断

すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられます。例えば、有価証券報告書において気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料(統合報告書やウェブサイト等)では、気候変動を重要な課題として識別した上で関連する戦略並びに指標及び目標について開示しているような場合には、媒体ごとに目的や想定利用者が異なるため、重要性の判断にも相違が生じうるということ等が考えられるものの、本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性がありますので、ご留意ください。

また、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについては、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められていることにご留意ください。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) bで開示が求められる指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)については、必ずしも全ての連結会社を対象に集約した1つの数値で開示することが期待されているわけではなく、提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて、例えば、会社別に開示することや事業別、地域別などの一定のグループ単位で開示す

ることなどが考えられます。

戦略と指標及び目標については、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されます(記述情報の開示に関する原則(別添))。また、戦略並びに指標及び目標について、検討中や策定中の理由により開示できない場合には、その旨を当連結会計年度末現在での取組状況として記載するとともに、当連結会計年度末現在での今後の取組の予定についても併せて記載することが考えられます。

⑦人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

i. 課題となる事項

【図表8】 人的資本について課題のある事例(1/2)

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)
<p>【サステナビリティに関する考え方や取組】 (略) (戦略)</p> <p>当社は、人材戦略として、「経営理念に合うDXを含めた専門性を備えた人材の育成」及び「多様性の確保」について重点的に取り組みを行っております。</p> <p>(指標及び目標)</p> <p>エンゲージメントスコアの向上に取り組んでおり、当期末現在でBランクです。</p>

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) cでは、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められています。上記の開示例では、人的資本に関する方針として、「経営理念に合うDXを含めた専門性を備えた人材の育成」や「多様性の確保」が記載されていますが、これらの方針と指標等の対応関係が不明瞭であるため、当該方針に関連する指標、目標及び実績が記載されているか、不明瞭であり、適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

同記載上の注意(30-2) c では、人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を戦略の項目において記載すること、戦略の項目において記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標の項目において記載することとされていることにご留意ください。他方で、当該方針や当該方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合には、その旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられます。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)

記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については、それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましいと考えられます。

また、指標については、指標の前提その他の補足情報(指標の定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられます。例えば、女性管理職比率算定上の管理職の定義・範囲や従業員エンゲージメントスコアの定義・算定方法などについては、指標の前提その他の補足情報を併せて開示することが望ましいと考えられます。

⑧人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

i. 課題となる事項

【図表9】 人的資本について課題のある事例(2/2) 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社グループでは、多様性確保の観点から、男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備について重点的に取り組んでおり、例えば、女性管理職育成研修や女性従業員の働きやすさ及び職場環境に関連するサーベイ等を実施しております。

(指標及び目標)

女性管理職比率については当期末現在で5.0%ですが、2026年3月末までに10%以上とすることを目標としております。なお、当該実績及び目標は、連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のものを記載しております。

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、人的資本(人材の多様性を含む)に関する「指標及び目標」については、基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められています。上記の開示例では、連結会社を対象とした記載が求められている中、会社は連結グループにおける主要な事業を営む会社として提出会社の指標及び目標のみを記載しています。しかしながら、実際には、当社の連結会社では提出会社以外にも重要性のある主要な事業を営む連結子会社が複数存在しており、これらの会社について開示対象としていない理由等の記載もしておらず、当該開示は適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において、連結会社のサステナビリティに関する考え方及び企業の取組についての開示が求められており、人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、基

本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの戦略並びに指標及び目標を開示することが求められていることにご留意ください。人的資本に関する戦略並びに指標及び目標について連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、連結会社ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられます。例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組が行われているものの、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われていない等、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体(主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ)又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことが考えられます(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)及び「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No166-167)。

また、連結会社のうち開示対象とする会社の重要性を判断するにあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられます。例えば、連結グループ全体の事業のうち主要な連結子会社による事業の割合が相当程度を占める場合に、提出会社のみ的人的資本に関する指標、目標及び実績しか記載しない

ような場合には、当該主要な子会社について開示しない理由を投資者が適切に理解できるように記載することが考えられます。

なお、開示府令第三号様式記載上の注意(9)で準用する第二号様式記載上の注意(29) d から f までの規定により、「従業員の状況」において、女性活躍推進法等の枠組みをベースに、原則として、提出会社及びその連結子会社それぞれにおける「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」の開示が求められています。それぞれのただし書において、提出会社及びその連結子会社が女性活躍推進法等の規定による「管理職に占める女性労働者の割合」等の公表をしない場合は、その記載を省略することができるとされています。他方、例えば、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において人的資本に関する指標の実績について「従業員の状況」における「管理職に占める女性労働者の割合」等に関する記載を参照する形で開示する場合において、「従業員の状況」で同記載上の注意(29)ただし書に従って特定の連結子会社に関する記載を省略しているときは、本来「サステナビリティに関する考え方及び取組」で求められている連結会社を対象とした開示にならない可能性もあるのでご留意ください。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) c で開示が求められる人的資本に関する指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)については、必ずしも全ての連結会社を対象に集約した1つの数値で開示することが期待されているわけで

はなく、提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて開示することが考えられます。

⑨ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある

i. 課題となる事項

【図表10】 参照方式について課題のある事例(1/2)
課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)
<p>【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (略) (ガバナンス) 詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。 (リスク管理) 詳細については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。</p>

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項の全部又は一部を届出書(有価証券報告書)の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができるかとされています。上記の開示例では、会社は「ガバナンス」については「コーポレート・ガバナンスの概要」、「リスク管理」については「事業等のリスク」に記載している旨を開示していますが、実際には、当該会社の有価証券報告書におけるこれらの参照先では「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続」や「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程」に関する記載がない状態となっており、適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略する場合には、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)に従って、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に他の箇所において記載している旨を記載するとともに、当該他の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要があることにご留意ください。

⑩ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

i. 課題となる事項

【図表11】 参照方式について課題のある事例(2/2)
課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)
<p>【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (略) (戦略並びに指標及び目標) 当社グループは、気候変動への対応をマテリアリティ(重要課題)の一つとして識別しており、TCFD提言への賛同を表明しております。TCFD提言に沿った情報開示については、当社ウェブサイトをご参照ください。</p>

企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(以下「開示ガイドライン」)5-16-4では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) a から c までに規定する事項を有価証券報告書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされています。上記の開示例に関連して、当該会社はウェブサイトでは、TCFD提言に沿った情報開示として、当年度における気候変動に関連した

各種のリスクや機会に対応する戦略並びに指標及び目標の具体的な取組内容について詳細に開示しており、会社への質問等の結果、これらの取組は上記開示府令で記載が求められている戦略や指標及び目標に該当することが判明しました。このような状況下、当該会社の有価証券報告書においては、戦略並びに指標及び目標の具体的な内容が記載されておらず、適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) a から c までに規定する事項については、これを有価証券報告書に記載する必要がありますが、その上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされています。投資者が真に必要とする情報は、有価証券報告書に記載する必要があることにご留意ください(開示ガイドライン5-16-4、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No254-256)。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)

有価証券報告書の記載内容を補完する詳細な情報については、将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられますが、将来公表予定の書類を参照する際は、公表予定時期や公表方法、記載予定の概要等も併せて記載することが望ましいと考えられます(「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメント

に対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No238-252)。なお、SSBJのサステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(以下、「適用基準」)29項、67項及び68項では、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務情報などのつながりを理解できるように開示することが求められるとともに、原則として関連する財務諸表と同じ報告期間を対象として同時に報告することが求められており、適切な情報開示に向けて検討していくことが重要であると考えられます。

⑩開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項(開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等))

これまでに記載した個別の留意事項等に加えて、開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項として以下のような事項がありますので、参考にしてください。

i. 開示の重要性

サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められていますが、重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「記述情報の重要性については、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることや「記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性(マテリアリティ)に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる」としていることを参考にすることが考えられます。また、SSBJの適用基準48項では、「サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得

るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない」旨が規定されており、サステナビリティ関連の開示の重要性を検討する際に参考になると考えられます。

ii. 企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を意識した開示

サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投資者が、気候変動、人的資本、知的財産等の個々のサステナビリティに関する事項について、企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を理解できるように開示することが期待されますが、例えば、以下のような事項が参考になると考えられます。

- ・「記述情報の開示に関する原則(別添)」では、「サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである」としています。
- ・4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した取組であることから、各取組に関連するリスクと機会についても併せて開示することが望ましいと考えられます。
- ・特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会と、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素のつながりについて分かりやすく開示することが望ましいと考えられます。
- ・中長期的な企業価値や株価を評価しようとする投資者にとっては、サステナビリティに関する開示の中で最も重要なのはサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財

務的影響の開示であると考えられます。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのかについて、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示することが期待されます。なお、SSBJの一般基準16項及び17項では、将来の財務的影響については、「予想される財務的影響」として、「サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み」についての開示が求められており、投資者にとって有用な財務的影響の開示を検討するにあたって参考になると考えられます。

iii. 検討中・策定中等の場合の開示

サステナビリティに関する取組の内容について、期末日現在において検討中・策定中等の場合、その旨を期末日現在における取組の状況として記載することが考えられます。また、期末日現在での今後の取組の予定についても併せて開示することが考えられます。

iv. 補足情報の開示

サステナビリティに関する企業の取組については、企業独自の取組が開示の対象となることが多いと想定されますが、企業独自の情報については、企業外部の投資者でも理解可能なように、前提その他の補足情報を併せて開示することが考えられます。

今回は、従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示並びに訂正内部統制報告書の記載事項の主な課題及び留意事項等についてご紹介します。